

# 佐賀県文化財保護条例

昭和五十一年三月三十日  
佐賀県条例第二十二号

(最終改正) 平成十九年七月八日 条例第四十二号

## 目次

第一章	総則(第一条 第三条)
第二章	佐賀県重要文化財(第四条 第十八条)
第三章	佐賀県重要無形文化財(第十九条 第二十四条)
第四章	佐賀県重要有形民俗文化財及び佐賀県重要無形民俗文化財(第二十五条 第三十一条)
第五章	佐賀県史跡名勝天然記念物(第三十二条 第三十六条)
第六章	佐賀県重要伝統的建造物群保存地区(第三十七条 第三十九条)
第七章	佐賀県選定保存技術(第四十条 第四十四条)
第八章	雑則(第四十四条の二・第四十五条)
第九章	罰則(第四十六条 第四十九条)
附則	
第一章	総則
(目的)	
第一条	この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で佐賀県の区域内に存するもののうち佐賀県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて佐賀県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。
(定義)	

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるもののうち佐賀県の区域内に存するものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)(並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料)(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)(及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)(で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。))

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 佐賀県教育委員会(第三十五条第一項、第四十四条の二及び第四十八条を除き、以下「教育委員会」という。)(は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 佐賀県重要文化財

(県重要文化財の指定)

第四条 教育委員会は、有形文化財（法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。）のうち佐賀県にとつて重要なものを、佐賀県重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たつては、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならぬ。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするに当たつては、教育委員会は、あらかじめ、佐賀県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（県重要文化財の指定の解除）

第五条 県重要文化財が県重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除をするに当たつては、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 第一項の規定による指定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第一項の規定による指定の解除は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 県重要文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定がなされたときは、当該県重要文化財の指定は、解除されたものとする。

この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

6 第三項又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第六条 県重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県重要文化財を管理しなければならない。

2 県重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該県重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県重要文化財の所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

（所有者等の変更）

第七条 県重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県重要文化財の所有者及び管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が県重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第七条の二 県重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らか認められる場合には、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県重要文化財の保存のため必要な管理（当該県重要文化

財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第四条第五項の規定を準用する。

5 県重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第六条第一項の規定を準用する。

第七条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第二項及び第四条第五項の規定を準用する。

第七条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第八条 県重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第九条 県重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（修理）

第九条の二 県重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第九条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理方法及び時期について当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第七条の二第五項及び第七条の四の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第十条 県重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第十一条 県重要文化財の管理が適当でないため県重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置その他管理に関し必要な措

置を勧告することができる。

2 県重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十二条 県が管理又は修理(以下この条において「管理等」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付した県重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る管理等が行われた後当該県重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該管理等が行われた後当該県重要文化財の管理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、第十条第一項の規定により交付された補助金の額を、補助に係る管理等を施した県重要文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に、当該耐用年数から管理等を行った時以後当該県重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る管理等が行われた後、当該県重要文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十三条 県重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件とし

て同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十四条 県重要文化財を修理しようとするときは、県重要文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十一条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による現状の変更の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県重要文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(県重要文化財の公開)

第十五条 教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該県重要文化財の公開を勧告することができる。

3 教育委員会は、第一項の規定により県重要文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

4 教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財の所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第十六条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第九条の規定による届出があつた場合には、前条第四項の規定を準用する。

(調査)

第十七条 教育委員会は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴つた権利義務の承継)

第十八条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない

第三章 佐賀重要無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第十九条 教育委員会は、無形文化財(法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀重要無形文化財(以下「重要無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該重要無

形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たつては、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあるとき、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。  
7 第二項又は第五項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。  
ない。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第二十条 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をするに当たつては、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、

その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

5 県重要無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたときは、当該県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

7 第四項若しくは第五項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保持団体が解散した場合のその団体の代表者であつた者は、速やかに、認定書を教育委員会に返付しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第二十一条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（県重要無形文化財の保存）

第二十二條 教育委員会は、県重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又は市町村その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

（県重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）

第二十三條 教育委員会は、県重要無形文化財の保持者、保持団体又は市町村その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（県重要無形文化財の公開）

第二十四條 教育委員会は、県重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県重要無形文化財の公開を、県重要無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

第四章 佐賀県重要有形民俗文化財及び佐賀県重要無形民俗文化財  
（県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定）

第二十五条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要有形民俗文化財（以下「県重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要無形民俗文化財（以下「県重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県重要有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を、前項の規定による県重要無形民俗文化財の指定には、第四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定による県重要無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定の解除）

第二十六條 県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財が県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

きる。

2 前項の規定による県重要有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県重要無形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

5 県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定がなされたときは、当該県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、県重要有形民俗文化財についてはその所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

6 第二項において準用する第五条第三項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(県重要有形民俗文化財の保護)

第二十七条 県重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県重要有形民俗文化財に関する準用規定)

第二十八条 第六条から第十二条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、県重要有形民俗文化財について準用する。

(県重要無形民俗文化財の保存)

第二十九条 教育委員会は、県重要無形民俗文化財の保存のため必要があると

認めるときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、市町村その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

(県重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十条 教育委員会は、市町村その他県重要無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県重要無形民俗文化財の記録の公開)

第三十一条 教育委員会は、県重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

第五章 佐賀県史跡名勝天然記念物

(県史跡名勝天然記念物の指定)

第三十二条 教育委員会は、記念物(法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県史跡、佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物(以下「県史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第一項から第六項までの規定を準用する。

(県史跡名勝天然記念物の指定の解除)

第三十三条 県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 県史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名

勝又は天然記念物の指定がなされたときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

4 第二項において準用する第五条第三項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第三十三条の二 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第三十六条において準用する第六条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定には、第七条の二第二項から第六項までの規定を準用する。

第三十三条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第四条第五項及び第七条の二第三項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十六条において準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十五条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県教育委員会の許可(別に規則で定めるものについては、市の教育委員会の許可)を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(県史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第三十六条 第六条から第八条まで、第九条の二から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は、県史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第七条の四第一項中「管理に要する」とあるのは「管理及び復旧に要する」と、同条第二項中「管理により」とあるのは「管理又は復旧により」と、「管理に要する」とあるのは「管理又は復旧に要する」と、第九条の二、第九条の三、第十条、第十一条第二項、第十四条及び第十七条中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

第六章 佐賀県重要伝統的建造物群保存地区

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第三十七条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が法第四百三十三条第一項又は第二項の規定により定める伝統的建造物群

保存地区(法第四百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。)で佐賀県にとつてその価値が特に高



いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区（以下「県重要伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第四条第三項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

（県重要伝統的建造物群保存地区の選定の解除）

第三十八条 県重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

- 2 前項の規定による選定の解除には、第五条第二項の規定を準用する。
- 3 県重要伝統的建造物群保存地区について法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたときは、当該県重要伝統的建造物群保存地区の選定は、解除されたものとする。

- 4 第一項又は前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

（管理等に関する補助）

第三十九条 県は、県重要伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う当該地区の保存のための措置に対し、その経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

## 第七章 佐賀県選定保存技術

（県選定保存技術の選定等）

第四十条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの（法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたものを除く。）のうち佐賀県の区域内に存するものを佐賀県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技

術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

（県選定保存技術の選定等の解除）

第四十一条 県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

- 3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

- 4 県選定保存技術について法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県選定保存技術の保持者として認定されていた者又は保存団体として認定されていた団体の代表者若しくは管理人に通知しなければならない。

- 5 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は、解除されたものとし、前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき、同項の認定が保

持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならぬ。

6 第三項において準用する第二十条第四項若しくは第四項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保存団体が解散した場合のその団体の代表者若しくは管理人であつた者は、速やかに、認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第四十二条 保持者又は保存団体には、第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(県選定保存技術の保存)

第四十三条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、県は、保持者、保存団体又は市町村その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第四十四条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町村その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第八章 雑則

(書類等の経由)

第四十四条の二 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村の教育委員会を経由し

て行わなければならない。

2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勸告、指示その他の処分のお知らせ、市町村の教育委員会を経由して行うものとする。

(補則)

第四十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、予算の執行に係る事項については知事が、その他の事項については教育委員会が、それぞれ別に定める。

第九章 罰則

(刑罰)

第四十六条 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十七条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十八条 第十三条又は第三十五条の規定に違反して、佐賀県教育委員会又は市の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県重要文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は佐賀県教育委員会若しくは市の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、第三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐賀県文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定により指定されている佐賀県重要文化財、佐賀県史跡又は佐賀県天然記念物は、この条例による改正後の佐賀県文化財保護条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例第四条第一項の規定により指定された県重要文化財又は新条例第三十二条第一項の規定により指定された佐賀県史跡若しくは佐賀県天然記念物とみなす。この場合において、現に佐賀県重要文化財、佐賀県史跡又は佐賀県天然記念物の所有者に交付されている佐賀県重要文化財、佐賀県史跡又は佐賀県天然記念物の指定書は、新条例第四条第六項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された県重要文化財、佐賀県史跡又は佐賀県天然記念物の指定書とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の規定により指定されている佐賀県重要無形文化財は、新条例の適用については、新条例第二十五条第一項の規定により指定された県重要無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第三条第一項の規定による佐賀県重要無形文化財の保持者の認定は、解除されたものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の規定により指定されている佐賀県重要民俗資料は、新条例の適用については、新条例第二十五条第一項の規定により指定された県重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、現に佐賀県重要民俗資料の所有者に交付されている佐賀県重要民俗資料の指定書は、新条例第二十五条第二項において準用する新条例第四条第六項の規定により交付された県重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第六条第二項の規定により教育委員会に協議して着手している県重要文化財又は県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為は、新条例の適用については、新条例第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定により教育委員会の許可を受けて行う行為とみなす。

6 この条例の施行の際現に県重要文化財又は県史跡名勝天然記念物の修理

（旧条例第六条第二項の規定による現状変更の協議をして行う修理を除く。）に着手している者は、この条例の施行後速やかに、教育委員会にその旨の届出をしなければならない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第二八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七四号）

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成一九年条例第四二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。